

Press Release

岩手労働局発表平成27年6月26日

【担当】

職業安定部職業対策課

課長永洞 昭雄課長補佐長野 弘元電話:019-604-3005

F A X : 019-604-1533

「正社員実現キャンペーン」の実施について

~正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員転換を促進します~

雇用情勢の改善等に伴い、各方面での人材不足が深刻化しつつある中で、雇用形態 の改善は人材確保の大きなポイントとなっております。

岩手労働局(局長 弓 信幸)では、雇用管理改善を通じた採用・定着の改善を促進するとともに、正社員雇用の拡大、正社員で働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を促進するため、6月から8月までを「正社員実現キャンペーン」期間と設定しております。

また、併行して県内の事業主団体を訪問しキャンペーンの目的を説明するとともに、「魅力ある職場づくり」への協力要請を実施しております。

1 産業別新規求人数に占める正社員割合

(亚	成	2	6	缶	度)	١
•	\neg	パス	_	U -	┯.	ᅜ	,

	産業別	一般正社員新規求人数	新規求人数	正社員の割合(%)
D	建設業	11,466	14,584	78.6
Е	製造業	5,675	15,115	37.5
Н	運輸業	4,086	7,338	55.7
I	卸売・小売業	4,941	20,047	24.6
М	飲食・宿泊	2,285	12,312	18.6
N	生活関連・娯楽	2,274	6,191	36.7
Р	医療・福祉	6,937	19,147	36.2
R	サービス	3,530	17,123	20.6

^{*} 一般正社員新規求人数千人以上の産業を計上。

2 事業主団体等訪問による「正社員雇用の拡大等」への協力要請 【趣旨】

職業安定部長、ハローワーク所長等が、事業主団体等を訪問し、正社員雇用の拡大、 非正規雇用労働者の正社員転換の促進に努めて頂くよう要請を行い、併せて各種支援 策についての説明を行い広範な活用を促進するもの。

3 広報の実施

下記啓発資料を岩手労働局ホームページに掲載し情報提供を行う。

- ア 「キャリアアップ助成金のご案内」(正社員転換を支援する助成金)
- イ 「トライアル雇用奨励金のご案内」(常用雇用への移行を図る助成金)
- ウ ポータルサイト「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 (http://www.tayou-jinkatsu.jp/)
- エ ポータルサイト「働きやすい・働きがいのある職場づくりサイト」 (http://www.mhlw.go.jp/chushoukigyou_kaizen/)

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに 取り組みませんか?



キャリアアップ助成金とは?

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ を促進するための取組を包括的に助成する制度です

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる**非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップ**を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成など**の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。



コース例

ולון ארוס

有期→正規に転換した場合に50万円、 派遣→正規の場合に80万円助成

◆正規雇用等転換コース

◆多様な正社員コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用(以下「転換等」)した場合 に助成します。

有期→多様な正社員に転換した場合に30万円、 派遣→多様な正社員の場合に45万円助成

勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定・適用した場合、有期契約労働者等を多様な正社員に転換等した場合、または正規雇用労働者を短時間正社員に転換・短時間正社員として新たに雇い入れした場合に助成します。

例えば

有期実習型訓練→OFF-JT賃金助成800円/h、経費助成30万円 OJT実施助成800円/h (それぞれの額を上限として助成)

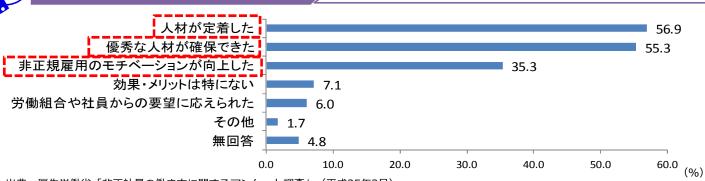
◆人材育成コース

有期契約労働者等に一般職業訓練(OFF-JT)、有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)、中長期的キャリア形成訓練(OFF-JT)、育児休業中訓練(OFF-JT)を行った場合に助成します。

- ※上記以外にもコースがあります。
- ※当助成金の利用には事前に「キャリアアップ計画」の提出が必要です。

正社員転換のメリットとは?

「優秀な人材の確保」や「従業員の職場定着」、 「モチベーションの向上」が進む!



出典:厚生労働省「非正社員の働き方に関するアンケート調査」(平成25年3月)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270526派企01



キャリアアップ助成金を利用した事業主の声

【事例1:正規雇用等転換コース】 ~正社員登用でモチベーション向上~

正社員転換を導入したことにより、有期労働者の仕事に対する意欲が向上し、高度な仕事に取組む姿勢が感じられる、また、以前よりも離職者も減少しており、正社員登用の制度整備により、従業員のモチベーションが向上している。



【事例2:正規雇用等転換コース】

~派遣労働者の直接雇用により多様な業務に対応~

正社員への直接雇用制度を導入したことにより、派遣労働者の能力向上への意欲が上がり、事業所内での技術の継承が行いやすくなった。また、直接雇用を図ることで、外部研修を受けさせることが可能になり、多様な業務に対応できるようになった。

【事例3:多様な正社員コース】 ~多様な正社員制度導入で職員が積極的に~

短時間正社員制度の実施により、パート職員のモチベーションが上がり、業務の取組姿勢が変わった。また、自ら制度に応募し、キャリアアップを希望するパート職員も現れ積極的になった。



【事例4:人材育成コース】 ~体系立てることで訓練が効率的に~

教育訓練の実施方法について、有期実習型訓練の導入前には、その場しのぎの指導に終始して、明確な目標を持って訓練を行うことができていなかったが、今回の導入にあたって、訓練カリキュラムを作成し、評価シートや報告書を活用することで、訓練の内容や目標を明確にすることができ、効率的な訓練を実施できた。



専門のアドバイザーによるサポート

専門のアドバイザーが助成金の活用に向けた支援を行っています!

キャリアアップ計画書の作成や支給申請にあたっては、専門のアドバイザー(事業主支援アドバイザー)の直接訪問によるサポート等が受けられます。キャリアアップ計画書の作成や計画実施のためのご相談、支給申請に係る手続き等に関するご質問など、お気軽にご相談ください。

アドバイザーによる支援についてのお問い合わせは最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお願いします。



◆ 関連URL

- ○「キャリアアップ助成金」 ※当助成金の詳細なパンフレットを掲載しております。
 - \Rightarrow http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
- - ※非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介しています。
 - ⇒ http://www.tayou-jinkatsu.jp/
- ◆ その他詳しくは、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

(事業主の方へ)

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を 試行的に雇用する事業主の皆さまへ

トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月 間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっ かけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチ を防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に 提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業 者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

奨励金の支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3カ月間)

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり月額5万円(最長3カ月間)となります。 事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、 対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

※ トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象と なります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※1に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている*2
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いて いない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3
- ※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と 同等であること
- ※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
- ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、 中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者
- ◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。
 - ・安定した職業に就いている人

 - ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人 ・学校に在籍中で卒業していない人(卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります)
 - ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

くご注意>

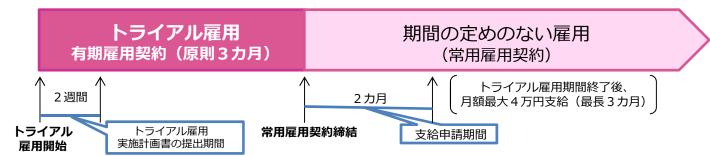
- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は 行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人が5人に達した場合は、6人目はトライアル 雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。



LL270422派企01

「トライアル雇用」のイメージ※

※ハローワークから紹介を受けた場合



- ※トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。
- ※実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。
- ※奨励金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄する ハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると奨励金を受給でき なくなりますので、ご注意ください。
- ※トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わります ので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

支給対象事業主の要件

- 以下のすべての要件に該当する事業主が対象です。 ハローワーク、地方運輸局又は職業紹介事業者(以下「ハローワーク・紹介事業者等」という。)のトライアル雇用求人に係る紹介により、 対象者をトライアル雇用(国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人から受けている補助金、委託費等から支出した人 1 件費により行ったトライアル雇用を除く。)した事業主 対象者に係る紹介日前に、当該対象者を雇用することを約していない事業主 2 トライアル雇用を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう。)以外の対象者を 3 雇い入れた事業主 4 トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者を雇用したことがない事業主 トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、当該トライアル雇用に係る対象者に職場適応訓練(短期訓練を除く。)を 5 行ったことがない事業主 トライアル雇用労働者に係る雇用保険被保険者資格取得の届出を行った事業主(65歳以上の労働者を雇い入れた場合は除く) 6 トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、トライアル雇用を行った事業所において、トライアル雇用を実施した後に 常用雇用へ移行しなかったトライアル雇用労働者(トライアル雇用労働者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く。) 7 の数にトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書が提出されていない者の数を加えた数が3人を超え、常用雇用へ移行 した数を上回っている事業主以外の事業主 基準期間(トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう。)に、トライ 8 アル雇用に係る事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある事業主以外の事業主 基準期間に、トライアル雇用に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち1A又は3Aの理由により離職した者の数を 9 事業所全体の雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている(当該離職者数が3人以下の場合を除く。)事業主以外の事業主 過去1年間において、対象者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等から密接な関係にある事業主以外の事業主 10 トライアル雇用労働者に対して、トライアル雇用期間中に支払うべき賃金(時間外手当、休日手当等を含む。)を支払った事業主 11 12 トライアル雇用を行った事業所において、労働基準法に規定する労働者名簿、賃金台帳等を整備・保管している事業主 ハローワーク・紹介事業者等の紹介時点と異なる労働条件によりトライアル雇用を行い、トライアル雇用労働者に対し労働条件に関する不利益 13 又は違法行為があった事業主以外の事業主 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべき 14 ことの勧告を受けていない事業主 対象者のうち季節労働者に係るトライアル雇用を行った事業主にあっては、指定地域に所在する事業所において、指定業種以外の事業を行う 15 事業主 16 雇用保険適用事業所の事業主 17 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、保管している事業主 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、 18 管轄労働局の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主 過去3年間において雇用保険二事業の助成金等について不正受給の処分を受けていない事業主 19 20 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がない事業主
- 24 支給申請日又は支給決定日時点で倒産している事業主以外の事業主

暴力団に関係する事業主以外の事業主

21

22

23

風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主以外の事業主

- 国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人以外の事業主 25
- 併給調整の対象となる助成金の支給を受けていない事業主

この他にも要件があります。詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

支給申請日の前日から起算して過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けていない事業主